

岩手県告示第413号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第6条第1項の規定により、次の協会を肉用子牛についての生産者補給金の交付の業務を行う協会として指定した。

平成24年6月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

協会の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
公益社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会	盛岡市菜園一丁目4番10号	平成24年4月1日